

# ねらわれる判例 1

最新&未出題判例からココが出る！



最新判例と過去に出題のない判例の中から、2019年度試験で出題が予想されるものを厳選して音声講義で解説します。判例独特の表現に慣れ、正誤判断の力を養いましょう。



社会保険労務士 山川 靖樹 (山川社労士予備校)

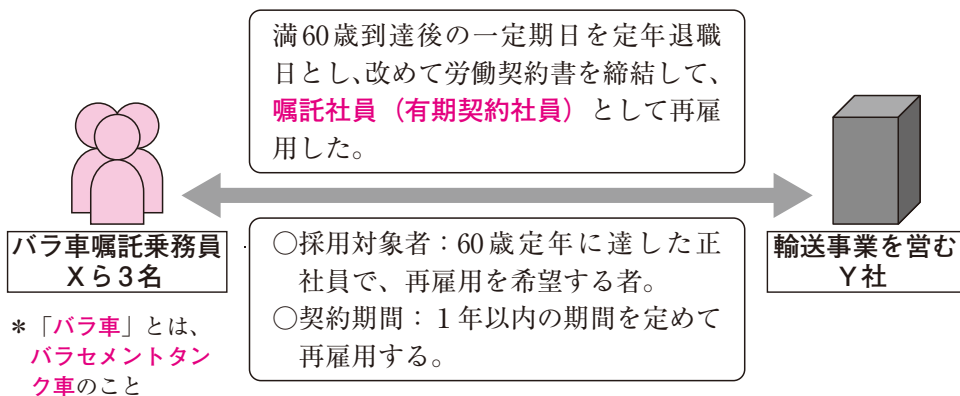
※ マークのある判例に音声解説講義が付いています。

「特集1」01

事件名 1 長澤運輸事件 (最二判平 30.6.1)

裁判の争点 定年後再雇用者採用条件 労働条件の相違 VS 不合理性

## ◆事件の概要◆



↓ 平成24年3月以降の**定年後再雇用者採用条件**の内容は次のとおりである。

- ① 基本賃金を月額120,000円とすること
- ② 無事故手当を月額5,000円とし、基本賃金を月額125,000円とすること
- ③ 歩合給として「バラ車（13 t、15 t）稼働額×10%等」とすること
- ④ 厚生年金保険法附則8条の規定による老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が開始されるまでの間、月額2万円の調整給を支給すること
- ⑤ 通勤手当は、公共交通機関の1か月分の定期代（ただし、4万円を上限とすること）
- ⑥ 時間外手当は、時間外勤務等について労働基準法所定の割増賃金を支給すること
- ⑦ 賞与、退職金は、支給しないこと

↓ 一方で…

無期労働契約を締結しているバラ車等の乗務員（以下「正社員」という）の賃金については、以下のとおりである。

- ① 基本給は、原則として月給とし、在籍給及び年齢給で構成すること
- ② 在籍給は41年目の121,100円を上限とし、また、年齢給は50歳の6,000円を上限とすること
- ③ 乗務員に対し、その職種（乗務するバラ車の種類をいう）に応じた以下の係数（10 t バラ車 4.60%等）を当該乗務員の月稼働額に乗じた額を、能率給として支給すること
- ④ 職種により、職務給（10 t バラ車76,952円等）を支払うこと
- ⑤ 1か月間無事故であった乗務員に対して無事故手当を月額5,000円支払うこと
- ⑥ 従業員に対して精勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、超勤手当、通勤手当、賞与、退職金を支払うこと（金額は省略）

↓ Xらは…

Y社に対し、定年退職者を定年退職前と同額の賃金で再雇用すること等を要求したが、Y社は、これに応じなかった。

↓ そこで…

Y社を定年退職した後、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という）をY社と締結して就労しているXらが、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という）をY社と締結している従業員との間に、労働契約法20条に違反する労働条件の相違があると主張して、Y社に対し、主位的に、

- 【争点①】 上記従業員に関する就業規則等が適用される労働契約上の地位にあることの確認を求める
- 【争点②】 労働契約に基づき、上記就業規則等により支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める
- 【争点③】 予備的に、不法行為に基づき、上記差額に相当する額の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める